

○財務省告示第七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十五年十二月五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年一月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百
一回、第一百十八回、第一百十九回、

第一百二十回、第一百二十五回及び
第一百二十六回）及び利付国庫債
券（三十年）（第四回、第五回、
第九回、第十四回、第十六回、
第十七回、第十八回、第二十回、
第二十一回、第二十三回、第二
十五回、第二十六回、第二十七
回、第二十八回、第二十九回、
第三十回、第三十二回、第三十
三回、第三十四回、第三十五回
及び第三十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入

四 発行方法

五 募入決定の方
六 発行額
七 払込金額
八 最低額面金
九 振替単位
十 発行価格
十一 発行額
十二 利率
十三 経過利子の
み

札による発行利回り格差の
各申し込みの利率を順次
さいもかかる。その応募額
割り当てる。千九百八十四
額面金額で二千九百八十四
三万六千七百二十億六千
五万六千円

振替法の規定による振替口座
の記載又は記録は、最低額面
の整数倍の金額によるものと
す。平成十五年十二月五日
平成二十年十二月五日
発行対象国債ごと、面金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり) 通知を受けた者
は、募入決定の通知を受け、算
式により算出した金額を払込
期日に行い、算出した金額を
各発行対象国債の面額の前子
総額×各発行対象国債の利率
100×各発行対象国債の利率
支規額×期日発行の発行日
支規額×期日発行の発行日
支規額×期日発行の発行日
支規額×期日発行の発行日

(二) 発行時において、その利子

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第三十回） （第九十回） （第五十回） （第三十回） （第四十回） （第二十六回） （第二十五回） （第二十回） （第二十回） （第十九回） （第十八回） （第十一回） （第十回）	二・四％ 一・四％ 二・二％ 二・九％ 二・〇％ 二・二％ 一・六％ 一・八％ 二・〇％ 二・二％	日平成三年四月二十六日 日平成十年四月二十四日 日平成五年四月二十三日 日平成十年四月二十二日 日平成三年四月二十三日 日平成三年四月二十三日 日平成六年四月二十二日 日平成六年四月二十二日 日平成六年四月二十二日 日平成六年四月二十一日	十五億円 十五億円 二十一億円 十六億円 三百六億円 円百七十四億 五十五億円 八十八億円 四十五億円 九十九億円

（別表）

十九 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十五年十二月五日
 払場所

（（利 第三付 三十年 二）回 券）	（（利 第三付 三十年 ）回 券）	（（利 第三付 二十年 九）回 券）	（（利 第三付 二十年 八）回 券）	（（利 第三付 二十年 七）回 券）	（（利 第三付 二十年 六）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 ）回 券）	（（利 第三付 十八年 ）回 券）	（（利 第三付 十七年 ）回 券）	（（利 第三付 十六年 ）回 券）
二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %
日年平 三成 月五 十二	日年平 三成 月五 十一	九平 月成 二五 十年	三平 月成 二五 十年	日年平 九成 月四 十九	日年平 三成 月四 十九	十年平 日十成 二四 月十八	日年平 六成 月四 十八	十年平 日十成 二四 月十七	日年平 九成 月四 十七	日年平 三成 月四 十七	十年平 日十成 二四 月十六	日年平 九成 月四 十六
億二 百三 十九	円二 百五 十億	九十 億 円	円二 百十 五億	二 十五 億 円	億二 百七 十七	六 十一 億 円	三 十 億 円	七 十 億 円	百 億 円	百 十 億 円	四 億 円	百 五 十 億 円

（（利 第三付 三十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 三）債 回 券 ）
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %
日年平 九成 月五 二十 十四	日年平 九成 月五 二十 十三	日年平 三成 月五 二十 十三	日年平 九成 月五 二十 十二
円百 五 十 五 億	百 五 十 億 円	円百 九 十 四 億	三 十 億 円